

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年10月 4 日

水 曜 日

第 4262 号

目 次

規 則

○富山県港湾管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 1

公 告

○公共測量の実施

○県有財産に係る一般競争入札の実施 2

監査委員公告

○監査の結果の公表 5

規 則

富山県港湾管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定め、公布する。

平成29年10月 4 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第44号

富山県港湾管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

富山県港湾管理条例の一部を改正する条例（平成29年富山県条例第19号）の施行期日は、平成29年10月11日とする。

(港 湾 課)

公 告

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、国土交通省北陸地方整備局立山砂防事務所長から次のとおり公共測量を

実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成29年10月 4 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

数値図化及び航空レーザ測量

2 作業期間

平成29年 9 月 20 日から平成30年 2 月 20 日まで

3 作業地域

富山市の一部及び立山町の一部

県有財産に係る一般競争入札の実施

県有財産の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項の規定により公告します。

平成29年10月 4 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する物件

入札物件の所在地	樹種	本数	立木材積	口数
富山県中新川郡 立山町座主坊 県営林	スギ	2,031本	1638.623立方メートル	1口
	ヒノキ	1,074本	635.066立方メートル	
	計	3,105本	2,273.689立方メートル	

2 入札口数 1口

3 入札方法 出場入札

4 入札に参加する者に必要な資格

富山県内において木材（素材（薪炭用材及びきのこ生産原木を除く。）、製材、特殊用材（集成材等）及び木材チップ）の生産又は販売を業とする者としします。ただし、地方自治法施行令第 167条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加することができない者又は同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 3 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使

用人若しくは入札代理人として使用する者は、入札に参加できません。

5 入札心得書及び契約条項を示す日時及び場所

(1) 日時

平成29年10月4日（水）から同年10月26日（木）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 場所 富山市新総曲輪1番7号

富山県農林水産部森林政策課森林整備班

電話番号 076-444-3386（直通）

6 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、原則として、銀行が振り出した富山市内を支払場所とする小切手により 200,000円を入札保証金として入札執行日の受付時間内に納めなければなりません。

(2) 落札者が納付した入札保証金は、契約を締結した後に還付します。落札者以外の者が納付した入札保証金は、開札終了後、速やかに還付します。

7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 受付時間 平成29年10月27日（金）午前10時15分から午前10時55分まで

指定の受付時間を厳守願います。指定の受付時間に出場がなかった場合は、入札を棄権したものとして取り扱います。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の確認

受付時間内に富山県木材組合連合会の発行する木材業者等登録証の写し又は過去2年以内の富山県内における営業実績を証する書類（決算書、木材取引に係る契約書の写し等）を提出してください。

(3) 入札及び開札の日時 平成29年10月27日（金）午前11時00分

(4) 場所 富山市新総曲輪1番7号 富山県庁東別館1階入札室

8 入札の無効に関する事項

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第94条及び別に定める入札心得書第7条に該当する入札並びにこの公告に違反する入札は、無効とします。

9 入札書記載上の留意事項

- (1) 入札は通算 2 回まで行うので、入札書 2 部を準備してください。
- (2) 入札書は別に定める入札心得書の所定の様式を使用してください。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載願います。

10 現地地下見案内

- (1) 現地地下見案内に参加を希望する場合は、平成 29 年 10 月 12 日（木）までに(2)に連絡のうえ、(3)の集合場所に集合してください。
- (2) 連絡先 富山農林振興センター森林整備課
電話番号 076-444-4476
- (3) 集合場所 富山県農林水産総合技術センター 森林研究所
(富山県中新川郡立山町吉峰 3)
- (4) 集合日時 平成 29 年 10 月 13 日（金）午後 2 時 00 分

11 契約の締結及び代金納付

- (1) 契約締結日は落札決定の通知をした日の翌日から起算して 5 日以内、立木代金の納付期限は落札決定の通知をした日の翌日から起算して 30 日以内とし、立木の伐採搬出は代金完納後でなければ着手できないものとします。
- (2) 契約保証金は 200,000 円とし、契約締結と同時に納付することとします。

12 その他

- (1) 現地地下見案内に不参加の者が入札に参加された場合でも、現地地下見案内における各種事項について、すべて了知されているものとみなします。
- (2) 入札の執行に当たっては、この公告のほか、地方自治法、地方自治法施行令及び富山県会計規則の定めるところによります。

13 問い合わせ先

富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県農林水産部森林政策課森林整備班

電話番号 076-444-3386（直通）

監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第 4 項及び第 7 項の規定に基づき、平成29年 8 月に実施した監査の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年10月 4 日

富山県監査委員 菅 沢 裕 明
 富山県監査委員 五十嵐 務
 富山県監査委員 高 平 亮
 富山県監査委員 上 田 信 雅

1 県の機関**(1) 監査対象箇所****監 査 年 月 日**

議会事務局	議 会 事 務 局	平成29年 8 月 22日
総合政策局	企 画 調 整 室	平成29年 8 月 2日
同	秘 書 課	平成29年 8 月 2日
同	消 防 課	平成29年 8 月 3日
同	防 災 ・ 危 機 管 理 課	平成29年 8 月 3日
同	ス ポ ー ツ 振 興 課	平成29年 8 月 2日
同	少 子 化 対 策 ・ 県 民 活 躍 課	平成29年 8 月 4日
同	国 際 課	平成29年 8 月 4日
経営管理部	人 事 課	平成29年 8 月 7日
同	情 報 政 策 課	平成29年 8 月 1日
同	統 計 調 査 課	平成29年 8 月 1日
同	広 報 課	平成29年 8 月 2日
同	文 書 総 務 課	平成29年 8 月 7日
同	財 政 課	平成29年 8 月 3日
同	管 財 課	平成29年 8 月 1日
農林水産部	新 川 農 林 振 興 セ ン タ ー	平成29年 8 月 29日

監査対象箇所		監 査 年 月 日
農林水産部	富山農林振興センター	平成29年8月29日
土木部	富山新港管理局	平成29年8月22日
出納局	検 査 室	平成29年8月8日
同	出 納 課	平成29年8月4日
同	総 務 会 計 課	平成29年8月8日
同	高 岡 出 納 室	平成29年8月4日
同	砺 波 出 納 室	平成29年8月4日
教育委員会	生涯学習・文化財室	平成29年8月10日

(2) 監査対象年度

平成27年度及び平成28年度

(3) 監査結果

財務に関連する事務事業については、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<注意事項>>

- ア 収入科目を誤っているものがあった。
- イ 補助金の交付に誤りがあった。
- ウ 支払書類の整理、確認が不適正であった。
- エ 支払いが遅れているものがあった。
- オ 支出科目を誤っているものがあった。
- カ 交通事故による損害が生じた。(2箇所)
- キ 財産報告の内容を誤っているものがあった。

2 財政的援助団体等

(1) 監査対象箇所

監 査 年 月 日

公 立 大 学 法 人 富 山 県 立 大 学

平成29年8月10日

公 益 社 団 法 人 富 山 県 農 林 水 産 公 社

平成29年8月24日

公 益 財 団 法 人 砺 波 市 花 と 緑 と 文 化 の 財 団

平成29年8月24日

(2) 監査対象年度

平成28年度

(3) 監査結果

補助団体における補助事業の執行、出資団体における財務の執行及び公の施設の管理団体における業務の執行は、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<注意事項>>

- ア 再委託の承認について、協定書に違反しているものがあった。
- イ 契約締結方法等が適正でないものがあった。
- ウ 手数料収入の入金に誤りがあった。

